

消費税課税方式届出の確認書

(注) 新事業年度開始日前（新設法人は1期目終了事業年度末）までに届出をする事。

廣瀬 誠 税理士事務所

廣瀬 誠 殿

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名印

消費税課税制度の説明を受け消費税につき、平成 年 月 日 開始事業年度より、次の課税制度を選択し、その必要届書を提出することを確認いたします。

1, 選択課税方式（選択した項目に○印をつけてください）

① 本則課税制度を選択いたします。

（新たに課税事業者となる場合か、2年以上簡易課税を選択済みのケース）

（1年間、簡易課税への変更はできません）

② 簡易課税制度を選択いたします。

（2年間は本則課税への変更はできません。）

③ 免税事業者を選択いたします。（新設法人や今まで免税事業者だったものが

課税事業者を選択していたケース）

④ 新設法人での開始事業年度は免税事業者に該当しますが、本則課税制度を選択いたします。

（2年間は免税事業者への変更はできません。）

2, 参考

当期（第 期 年 月期終）本則・簡易・免税

前期（第 期 年 月期終）本則・簡易・免税

前々期（第 期 年 月期終）本則・簡易・免税

3, その他

① 新設法人の場合、設備投資が無くても予測売上が少なく、製造原価項目が多い場合、本則課税を選択し還付を受けられるケースあり。

② 基準期間の売上高により、簡易課税を受けられないケースあり。